

4 答申第 8 号
令和 4 年 1 0 月 6 日

久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 神 原 和 宏

答 申 書

令和 4 年 9 月 1 5 日付け 4 健総第 5 1 1 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

「住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業」の実施について

- 1 給付金支給対象者の特定や給付金振込みのための口座情報等を取得するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務の際に収集した個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）について
- 2 給付金振込口座の登録及び変更の入力業務において、口座登録・変更申出書に記載された個人情報を民間事業所が設置・管理する A I - O C R サーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【住民税非課税世帯等給付金プロジェクト】

2 審議会の意見

給付金支給対象者の特定や給付金振込みのための口座情報等を取得するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務の際に収集した個人情報を目的外利用することについては、公益上の必要性がある。

また、給付金振込口座の登録及び変更の入力業務において、口座登録・変更申出書に記載された個人情報を民間事業所が設置・管理する A I - O C R サーバとオンライン結合等を行うことについても、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

3 承認日

令和 4 年 1 0 月 4 日